



井戸水等を飲用される皆様へ

(飲用井戸等の適正な管理について)

大館市 建設部 水道課 給水計画係 (tel0186-43-7090)

井戸水等は、有害物質の地下浸透や井戸の管理不十分により汚染されるおそれがあります。
飲用井戸等の衛生確保は設置者や所有者のかた自らで実施していただくこととなりますので、飲用井戸等を設置・所有されているかたは、適正な管理に努めてください。
 市では「大館市飲用井戸等衛生対策要領」を定め、適正に管理するよう指導しています。

◎ 飲用井戸等とは

市の要領において指導対象とする飲用井戸等は、次のいずれかに該当する施設になります。

◇ 一般飲用井戸等

地下水等を水源とし、個人住宅・社宅・共同住宅等に給水する施設。

◇ 業務用飲用井戸等

地下水等を水源とし、病院・店舗・工場その他事業所等に給水する施設。

◇ 小規模受水槽水道 (専用水道に該当しない受水槽水道)

地下水等もしくは市の水道水等と混合した水を水源とし、受水槽を介して給水する施設。



◎ 飲用井戸等の管理について

- ◇ 井戸やその周辺にはみだりに人や動物が入らないようにしてください。
- ◇ 井戸やその周辺の点検を定期的に行い、これら施設の清潔保持に努めてください。
- ◇ 小規模受水槽水道においては、年に1回、定期的に水槽の清掃を行うとともに、水槽の点検等も定期的に行ってください。



◎ 水質検査等の実施について

◇ 給水開始前の水質検査

飲用井戸等を新たに設置するときは、給水開始前に、水道法の水質基準の定められている全項目について検査を受け、安全を確認してから飲用してください。

◇ 定期の水質検査

年に1回、次の項目について定期的に水質検査を行ってください。

定期の検査項目	一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物(全有機炭素(TOC)の量)・pH値・臭気・味・色度・濁度
その他検査項目	地域の特性や周辺の地下水状況等から判断して必要な項目 (トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目)

※ なお、定期の水質検査の実施については、一般飲用井戸等において自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものは除くものとしますが、同様に年に1回、定期的に水質検査を行うことをおすすめします。

◇ 臨時の水質検査

飲用井戸等から給水される水に異常を認めたときは、直ちに飲用を中止し、水質基準項目のうち必要なものについて臨時の水質検査を行い、安全を確認してください。

◇ 小規模受水槽水道における管理の状況に関する検査

小規模受水槽水道においては、年に1回、定期的に管理の状況に関する検査（簡易専用水道の管理の状況に関する検査に準じるもの）を受けてください。

◇ 検査機関（厚生労働大臣の登録を受けた秋田県内に事業所を有する検査機関：H27.1.1現在）

給水開始前・定期・臨時の水質検査、並びに小規模受水槽水道における管理の状況に関する検査を行うときは、次の事業所のいずれかに依頼してください。

名称	電話番号	事業所の所在地
(公財)秋田県総合保健事業団	018-845-5100	秋田市寺内兎桜三丁目1-24
(株)秋田県分析化学センター	018-861-4930	秋田市八橋字下八橋191-42
(株)江東微生物研究所 大館営業所	44-6401	大館市有浦四丁目5-30

◎ 水質に異常があったときは（汚染が判明した場合の措置）

飲用井戸等から給水される水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときや、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超えた場合には、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市水道課へ連絡してください。

◎ 安全で安心な市水道への加入のおすすめ

市の水道水は、定期的に水質検査を行い、水質基準に適合した安全でおいしい水です。



市の水道が利用できる地域にお住まいのかたには、災害にも強いライフラインである市水道への加入をおすすめします。



※ 参考／大館市における水道区分別適用法令等

水源	給水人口・給水量等	給水方式	給水対象・受水槽容量等	水道区分	適用法令等
自家水	居住人口100人超または1日最大給水量20m ³ 超	直結式受水槽式	寄宿舍・社宅・療養所・学校・病院・宿泊施設等に給水	専用水道	水道法
		直結式	個人住宅・寄宿舍・社宅・共同住宅等に給水	一般飲用井戸等	市要領
	居住人口100人以下かつ1日最大給水量20m ³ 以下		官公庁・学校・病院・店舗・工場・その他事業所等に給水	業務用飲用井戸等	市要領
		受水槽式	給水対象・受水槽容量等を問わず	小規模受水槽水道	市要領
自家水＋市水道(混合)	居住人口100人以下かつ1日最大給水量20m ³ 以下	受水槽式	給水対象・受水槽容量等を問わず	小規模受水槽水道	市要領
	居住人口100人超または1日最大給水量20m ³ 超	受水槽式	寄宿舍・社宅・療養所・学校・病院・宿泊施設等に給水	専用水道	水道法
市水道	居住人口100人超または1日最大給水量20m ³ 超	受水槽式	口径25mm以上の導管延長1500m超または受水槽(有効容量)の合計100m ³ 超	専用水道	水道法
			口径25mm以上の導管延長1500m以下かつ受水槽(有効容量)の合計100m ³ 以下	簡易専用水道	水道法
	居住人口100人以下かつ1日最大給水量20m ³ 以下	受水槽式	受水槽(有効容量)の合計10m ³ 超	簡易専用水道	水道法
			受水槽(有効容量)の合計10m ³ 以下	小規模貯水槽水道	市条例